

生駒市規則第 19 号

生駒市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 7 月 14 日

生駒市長 山下 真

生駒市契約規則の一部を改正する規則

生駒市契約規則（昭和 39 年 4 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、長期継続契約（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定により締結する契約をいう。）その他これに類する契約に係る契約保証金の額は、契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額の 100 分の 10 以上の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。